

暇 監 第 1 4 3 号
平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

四條暇市監査委員 池 中 昇 三
同 大 川 泰 生

住民監査請求に基づく監査結果について（公表）

平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日付け提出のあった住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

第 1 請求の受付

1 請求書の提出 平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日

2 請求書の内容

（1）請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面及び陳述から、請求の要旨は、次のようなものである。

1 市長、教育長、教育委員長は、教育環境整備計画（以下「計画」という。）決定の指揮を執り、この計画に基づいて、市は平成 2 7 年 5 月 1 5 日付で（株）地域経済研究所へ教育設備整備発注支援業務を委託契約し、1 5, 9 4 9, 4 4 0 円を支出した。

2 これは、

- ① 市長部局と教育委員会事務局が西部地区小中学校の校舎に、今後必要とされる建築費について、建替えと校舎の長寿命化改修との比較検討を一切行わずに計画案を策定した。
- ② 教育委員会事務局が、学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に住民の意見を取り上げず計画の当否を審議しないとの審議ルールを要請し、かつ、審議していない計画案の答申作成を求めた。
- ③ 教育委員長が、答申に重大かつ明白な瑕疵に相当する事実があることを知りつつ計画案を、見直さないよう審議会を指揮し、計画として決定し、この計画を実行しようとするための支出である。

- 3 国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月各インフラ管理者が個別施設毎の長寿命化計画を出来るだけ早期に策定すること）により長寿命化改修を実施すれば、2小1中をなくすより安くつく可能性が十分に存在するのに、長寿命化改修について一切検討していないことである。これは、財産管理者としての善管注意義務を怠り、誤った比較衡量を根拠に計画案を策定し、計画決定に至らしめたもので、不当である。

(2) 措置要求

- 1 計画の決定に、不当に怠る事実によって関与した市長部局の責任者である市長、審議会を適法に運営する責任に反して、違法な運営で審議していない計画を審議の結果とする答申を出さしめた教育長、計画決定の適法性を確保する責任があるのに誤った法令解釈で答申を適法として計画を決定した教育委員長に、上記損害を市に賠償することを求める。
- 2 市長及び教育長に、計画を実行するための新小学校等整備事業実施方針（平成27年8月11日策定、9月2日修正）に基づく、設計企業、工事管理企業、建設企業、維持管理企業に係る事業者の募集及び選定に係る公募型プロポーザルを中止することを求める。

第2 請求の受理

平成27年10月30日付けで請求のあった本件住民監査請求については、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成27年11月9日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象部局等及び陳述の概要

請求の内容、陳述、提出された証拠書類等から、教育委員会事務局教育部教育環境整備室を監査対象部局とし、法第242条第7項の規定に基づき、平成27年11月26日に同事務局教育環境整備室長及び上席主幹から陳述を聴取した。

また、請求人に対し、法第242条6項の規定に基づき、平成27年12月2日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、新に追加資料の提出及び、以下の内容についての陳述があった。

(1) 追加資料

- 1 学校統廃合計画に係る市民アンケート（畷小校区、南小校区、東小校区）
- 2 いま問われる学校教育支える地域力一学校と地域に関するアンケート結果

(2) 陳述の概要

- ・四條畷市の発表した計画は、今の中学校、小学校に前触れもなく、発表し、3年後には、南中学校を廃校し、その跡地に、新小学校を建てるという案で、これに対して、生徒、保護者は、行政のやり方に対して憤りを感じた。
- ・3700筆の署名を集め、四條畷市に提出したが、審議会に提出されたとの報告だけで、審議会でも取り上げてもらえなかった。
- ・四條畷市が昨年9月から10月にかけて市民総合センターなどで、7回の意見交換会を開催したが、その中で、多くの市民から、この計画が拙速すぎる、本当に3つの小学校と1つの中学校を廃校しなければならないのか。
- ・審議会について、審議会を3回傍聴したが、本来の審議会としての機能を果たすことなく市の提案を可とする実績づくだけの審議会である。
- ・南中学校をなくし畷中学校に通うとなれば片道50分ぐらいかかる生徒もあり、中学生の荷物は約9kgにも及び、かかる負担は大きい。
- ・南中学校を残すことはできないのか。
- ・子どもが少なくなっていく中で、子どもを大事にする地域が求められている中、小規模校がいちがいに悪いとは言えない。
- ・本件政策選択の根底にある価値観について
 - 今後の教育に求められるものは何でしょうか。
 - 小中学校の設置は、国家発展のためなのか、地域コミュニティを存続可能なものとするためなのか。
 - 私たちにとって、必要なのは少子化高齢か促進政策なのか、少子化を食い止める政策なのか。
- ・当局の違法行為、怠る事実の重大性について
 - 審議会は、12学級以下でも地域にとって学校が必要かを検討する責任を放棄し、事務局は、審議せずに案を了とする答申

するよう誘導した。

教育委員会は、自らの権限の民主的正当性の基礎を破壊した。
全国共通の長寿命化政策を無視、財政問題は、口実か

第4 教育委員会の見解

- 1 学校統廃合対象地域の多くの住民がこの計画に納得していないとの主張は、請求人が実施した対象者の中での結果であり、これまでから窓口等における保護者の要望も踏まえれば、現在の校区割や単学級の課題への解消策について、一定の理解を得られていると考えている。その根拠として、平成27年6月広報誌で計画の概要版を全戸配布したが、反対を表明する意見は皆無に等しい状況である。
- 2 審議会は合計4回開催（当初の3回から1回追加）し審議を尽くした上、各審議会委員の確認のもとにとりまとめられた答申文であり、事務局から恣意的な要請を行ったこともない。
今回、諮問した計画案は、平成24年度以降の数多くの課題に対する考え方を織り込んだものである。
計画策定までの間に多くの市民等との意見交換の中で出てきた意見、要望等に最大限配慮したものである。
- 3 廃校予定の南中学校校舎は、中学生が使用することを前提として建設されたものであり、建設後すでに43年（昭和47年3月竣工）が経過しており、躯体の劣化状況等から、これを小学生用に転用使用するための改修には、多額の費用がかかると予測されることから、文部科学省が示す長寿命化方針の除外規定に該当しているものである。
- 4 学校再編整備に伴う施設整備については、設計、改築（建て替え）、維持管理を一体的に長期に亘りPFI事業者委ねる方が利点が多いと判断したものである。

第5 監査の実施

平成27年5月15日付で（株）地域経済研究所への教育設備整備発注支援業務の委託契約、15,949,440円の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不法な公金の支出にあたるのかを検証した。

第6 監査委員の判断

- 1 今回の計画は、平成24年度までの経緯を踏まえて、市議会はもとより、平成25年度当初から数回に及ぶ市民会議や、まちづくり意見交換

会などの機会を通じて、住民、保護者等からの意見、要望等を聴取していたことが認められる。

- 2 審議会は、行政庁の諮問に応じて答申し、また、自発的に行政庁に意見を述べるものであるが、いずれの場合も、単に意見の陳述にとどまり、行政庁は、その意見に拘束されないとされている。

また、審議会の運営は、審議会会長にゆだねられた裁量の範囲内で行われており、請求人の主張する違法又は不当な運営であったとする論旨は、独自の見解に立って論難するものにすぎず、採用することができない。

- 3 国の定めた「インフラ長寿命化計画」を検討していないと主張するが、このことによって市が具体的に損害を受けたなどの証明が無ければ、判断を抽象的に求めるものであり、監査の対象とならない。

- 4 その他残余の事例については、市に損害を及ぼすとする具体の証明がないので、上記と同様に、監査の対象とならない。

- 5 住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から定められたものであるから、当該地方公共団体の長及びその他の職員の違法若しくは、不当な財務会計上の行為または怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであると解されている。

そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。

よって、市が発注した教育施設整備発注支援業務の委託契約は、これが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって、住民監査請求の対象となる行為等には、該当しないというほかない。

第7 監査の結果

以上のことから、法第242条第1項の規定に基づき、平成27年10月30日に提出された住民監査請求は、請求人の主張には、理由がないものと判断したので、請求を棄却します。